

Client Alert

2025年6月号(Vol.138)

1. はじめに
2. 知的財産法:日本・米国の AI 規制最新動向/EU の GDPR の簡素化案の公表と EU のデジタル規制の今後の展望
3. 競争法/独禁法:スマホソフトウェア競争促進法の関係政令案等の公表
4. エネルギー・インフラ:系統整備に関する資金調達の円滑化についての議論の動向
5. 労働法:内閣府の規制改革推進会議、スタートアップの柔軟な働き方の推進等を答申
6. 会社法:法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会第2回会議が開催
7. 危機管理・コンプライアンス:金融庁、警察庁がオンラインカジノ賭博事犯防止等のための対応を業界団体に要請
8. 一般民事・債権管理:民事裁判情報の活用の促進に関する法律の成立・公布
9. M&A:内閣府の規制改革推進会議、M&Aの際に発生する「のれん」の償却方法の検討を含む答申を公表
10. キャピタル・マーケット:日証協「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の改正案を公表
11. 税務:国税庁、株式等を譲渡した場合の令和7年度税制改正のあらましを公表
12. 国際訴訟・仲裁:SIACにおける倒産関連紛争に係る仲裁プロトコル案
13. 国際通商/経済安全保障:米国による相互関税の最新動向
14. 米国:司法省、企業犯罪に関する企業取締方針の改訂を公表
15. 中国・アジア(ベトナム):国会への個人データ保護法案の提出
16. 新興国(トルコ):サイバーセキュリティ法の施行

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2025年6月号(Vol.138)を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法:日本・米国の AI 規制最新動向/EU の GDPR の簡素化案の公表と EU のデジタル規制の今後の展望

(1) 日本・米国の AI 規制最新動向

日本では、2025 年 5 月 28 日、[人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律](#)が成立しました。この法律は、EU の AI 法のような多額の制裁金を伴う厳格な AI 規制とは異なる性質のものであり、罰則は伴わず、あくまで、基本法的な性質を有するものです。同法は、AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念・基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています(1 条)。

同法では、AI を活用する事業者等は、国や地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています(7 条)。また、国は、不正な目的又は不適切な方法による AI 関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析・対策の検討等の調査・研究を行い、その結果に基づいて、AI を活用する事業者等に対する指導、助言や国民等への情報提供等ができるものとされています(16 条)。

米国では、2025 年 5 月 22 日に連邦議会の下院を通過した[歳出・税制法案](#)のなかで、10 年間、いかなる州や政治的下位区分も、AI モデル、AI システム、又は自動意思決定システムを規制する法律や規則を執行することはできないとの定めがおかれています。バイデン政権時代とは明らかに異なる動きとして注目されます。この法案が今後、法的拘束力を持つためには、上院を通過された後、大統領が署名する必要があります。これが実際に法的拘束力を持つことになる可能性は不明です。米国憲法との抵触も論点となるほか、上院においては、いわゆる Byrd Rule により、歳出・税制法案の条項の財政効果が主目的に比べて付随的である場合には、歳出・税制法案には原則として含めることができないことになっていることが障害になると考えられます。

(2) EU の GDPR の簡素化案

2025 年 5 月 21 日、欧州委員会は、オムニバス法案 IV のなかで、GDPR の簡素化案を[公表](#)しました。

同法案の主な内容は、処理行為の記録義務の簡素化です。処理行為の記録義務については、GDPR30 条 5 項では、従業員数が 250 名未満の事業者については、①実施する処理がデータ主体の権利及び自由に対してリスクを発生させる可能性がある場合、②その処理が一時的なものではない場合、③その処理がセンシティブデータを含んでいる場合を除き免除されています。今回の提案では、この免除の範囲を、従業員 750 名未満の事業者については、処理がデータ主体の権利・自由に「高い」リスクをもたらさない場合に拡

大しています。

なお、同法案では、GDPR40 条の行動規範と GDPR42 条の認証についても、零細企業・中小企業のみならず小規模中堅企業のニーズも考慮すべきとされています。

この GDPR の簡素化提案は、2024 年 9 月、イタリアの前首相で、欧州中央銀行(ECB)総裁も務めたマリオ・ドラギ氏の監修による「ドラギ・レポート」での指摘に端を発した動きであるといえます。今回の GDPR の簡素化提案の企業への影響範囲は限定的であると思われるが、EU におけるデジタル規制の簡素化の今後の動きは、注目されます。

EU における今後の動きとしては、以下がポイントであり、動向の注視が必要です。

・欧州委員会が 2025 年 2 月に公表した「[よりシンプルで速いヨーロッパ:実施と簡素化に関するコミュニケーション](#)」と名付けた政策方針によると、デジタル法制の簡素化案が 2025 年第 4 四半期までに公表される予定です。具体的には、サイバーセキュリティ法制を簡素化し、報告の重複が生じないようにし、多岐にわたるデジタル法体系(GDPR、データガバナンス法、データ法、サイバーセキュリティ法、サイバーレジリエンス法、AI 法等)が、中小企業のビジネスのニーズと制約を適切に反映しているかを評価するとされています。

・2025 年第 3 四半期には、2020 年に策定された European strategy for data(欧州データ戦略)に代わる European Data Union Strategy(欧州データ連合戦略)が策定予定です。直近では、2025 年 5 月 23 日には、欧州委員会により、欧州データ連合戦略に対するエビデンス提供の要請も開始されています。

パートナー 小野寺 良文
TEL : 03-5223-7769
yoshifumi.onodera@morihamada.com

パートナー 田中 浩之
TEL : 03-6266-8597
hiroyuki.tanaka@morihamada.com

3. 競争法／独禁法:スマホソフトウェア競争促進法の関係政令案等の公表

2025 年 5 月 15 日、公取委は、昨年 6 月に成立したスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(「本法」)の施行に伴い必要となる、政令案(「本政令案」)、同法施行規則案(「本施行規則案」)、同法に関する指針案(「本指針案」)及び同法における確約手続に関する対応方針案(「本確約手続方針案」)等を公表し、2025 年 6 月 13 日を期限として、意見募集を開始しました。

本法では、モバイル OS をはじめとする特定ソフトウェア¹の市場について、セキュリティの確保等を図りつつ競争環境を整備することが企図されており、①規制対象事業者の指定(特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定の規模を満たす特定ソフトウェア提供事業者が対象)、②当該事業者(「指定事業者」)に適用される禁止事項・遵守事項、③実効性確保のための措置等が規定されています²。今般公表された関係政令等は、以下のようになっています。

(1) 本政令案

本政令案は、本法で政令に委ねられていた、本当の適用除外が認められる事由の追加や、指定事業者に対する規制の対象範囲等を定めています。

本法では、基本動作ソフトウェア(モバイル OS)の指定事業者に対する禁止事項の一部について、一定の目的³のために必要な行為を行う場合であってかつ他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、正当化事由があるとして適用除外を認めています(同法 7 条但書)。本政令案は、当該「一定の目的」に、(i)スマホの動作の著しい遅延又は停止その他のスマホの異常な動作の防止と(ii)スマホを利用して行われる賭博その他の犯罪行為の防止を追加しています。

また、本法は、基本動作ソフトウェア(モバイル OS)の指定事業者に対し、スマホ利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定める個別ソフトウェアについて、標準設定に際して同種の複数のソフトウェアの選択肢が表示されるようにすることを求めています(同法 12 条 1 号ロ)、本政令案は、当該措置を求められる個別ソフトウェアとして、(i)ブラウザと(ii)検索アプリを定めています⁴。

本政令案では、その他にも、課徴金納付命令がなされる場合における課徴金の算定基礎となる売上額の計算方法や、本法の施行日(2025 年 12 月 18 日)等が定められました。

(2) 本施行規則案

本施行規則は、本法において施行規則で定めることとされていた、指定事業者が講ずべき各種措置の具体的内容や、開示・移転の対象となる「データ」の範囲、毎年度公取委に提出する報告書等について定めています。

例えば、本法では、基本動作ソフトウェア(モバイル OS)の指定事業者に対し、当該 OS に係る標準設

¹ スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアで、基本動作ソフトウェア(モバイル OS)、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを含みます。

² 詳細は、[Client Alert2024年6月号\(Vol.126\)](#)をご参照ください。

³ スマホ利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマホ利用者に係る情報の保護、スマホ利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的。

⁴ 同様に、ブラウザの指定事業者に対しては、スマホ利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定める当該ブラウザに係る標準設定に係る役務について、同種の複数の役務の選択肢が表示されるようにすることが求められています(同法 12 条 2 号ロ)、本政令案は、当該措置が求められる役務として、ブラウザに係る標準設定に係る検索エンジンを用いた検索役務を定めました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

定について、指定事業者が提供する個別ソフトウェアが起動する場合には、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置を講じることが義務づけられています(12条1号イ)が、当該必要な措置として、本施行規則案は次の3点を定めています。

- ① スマホの映像面に表示される、基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を変更することができる画面(「操作画面」)を一箇所に集約すること、その他スマホの利用者が操作画面を容易に発見することができるようにすること。
- ② 操作画面において基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更することができる旨の説明を行うこと。
- ③ スマホの利用者が必要な最小限度の操作で基本動作ソフトウェアの標準設定の変更することができるようにすること。

また、指定事業者が毎年度公取委に提出する報告書に記載すべき内容として、(i)指定事業者の事業の概要(特定ソフトウェアの提供等に係る規約の内容等)、(ii)指定事業者が本法の規定遵守のために講じた措置に関する事項(措置の内容、個別アプリ事業者やスマホ利用者からの苦情等の反応の概要等)、(iii)(i)(ii)の他に本法の規定遵守のために必要な事項(本法の規定遵守のために利害関係者等と実施した主要な協議の内容等)が規定されました。

(3) 本指針案

本指針案は、本法46条に基づき、本法が定める指定事業者の禁止行為や講ずべき措置等について公取委の考え方や運用方針を明確化したものであり、想定例等を多数盛り込んだ詳細なものとなっています。

(4) 本確約手続方針案

本法では、指定事業者の禁止行為の規定に違反する疑いのある行為について、指定事業者の自主的な取組により解決する確約手続が導入されています。本確約手続方針案の内容は、独禁法違反の確約手続の対応方針をまとめた「確約手続に関する対応方針」に倣った形となっています。

本法は2025年12月18日に施行されます。スマートフォンが経済活動の基盤となっている現在、本法は幅広い事業者の注目を集めています。今回の関係政令案の公表により、本法の運用の全体像が相当程度明らかになりましたが、今後、意見募集において寄せられる意見に対して公取委がいかなる回答を行い、関係政令等の成案に反映されるか否かについて、引き続き注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
TEL : 03-5223-7784
hideki.utsunomiya@morihamada.com

パートナー 竹腰 沙織
TEL : 03-6266-8903
saori.takekoshi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
TEL : 092-739-8144 (福岡)
shingo.ushirogata@morihamada.com

4. エネルギー・インフラ:系統整備に関する資金調達の円滑化についての議論の動向

2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、電力ネットワークの次世代化を目指し、地内系統の計画的な整備や、北海道・本州間海底直流送電線等の大規模な地域間連系線の整備に向けた資金調達の円滑化に関する制度的措置の検討が重要な政策課題として位置付けられています。これを受け2025年5月23日に開催された第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会(「本委員会」)^{5,6}においては、地内系統の計画的な系統整備を促す仕組み⁷と、大規模系統整備等に係る資金調達の円滑化に関する制度的対応の方向性についての議論がなされました。本稿では、特に資金調達の円滑化に関する点を中心に、本委員会での議論を紹介します⁸。

1. 系統整備に係る費用回収・資金調達の現状と課題

これまでも、地域間連系線の整備における系統設置交付金や広域系統整備交付金による調整、再エネ利用に資する重要な送電線の整備における特定系統設置交付金の交付や、一般送配電事業者が行う大規模系統整備における追加事業報酬率を適用した託送料金の許容等を通じ、系統整備に係る費用回収については、一定の措置が講じられてきました。しかしながら、一定規模以上の地内基幹系統の整備等においては、長工期かつ巨額の資金を要するため、系統整備費用を託送料金によって設備運転開始以降に回収することを前提とした現行の制度の下では、費用回収に長期間を要することとなり、必要な投資が停滞するおそれが指摘されています。また、北海道・本州間海底直流送電や関門連系線等の巨額の投資を要するプロジェクトのよ

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/001.html

⁶ 次世代のエネルギーシステムの構築に向けた電力・ガス産業に関する制度や事業環境・市場環境・競争環境の在り方を検討するため、電力・ガス事業分科会の下に「次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」が新設されました。

⁷ 再エネの更なる導入拡大やデータセンター等の大規模需要の増加が見込まれることにより、地内系統の整備についても、中長期的な電源や需要の動向を見据えて計画的・効率的に進めることが求められ、一般送配電事業者等が、国等の公的機関の一定の関与の下で、脱炭素電源の立地見込みや国のGX産業立地政策(ワット・ビット連携)等との整合性も考慮しながら整備を進める枠組みが必要とされています。

⁸ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/pdf/001_07_00.pdf

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

うに、従来の連系線整備とは異なるプロジェクトファイナンスの手法を用いる案件への対応も必要とされています。

2. 資金調達の円滑化に関する制度的対応の方向性

第7次エネルギー基本計画では、送配電網の整備に係る資金調達等への課題への対応として、託送料金制度における費用回収の在り方や、資金を量的に確保するための仕組み等、制度的な対応を含めた資金調達環境の整備について検討を進めるものとされています。これを受けて本委員会では、託送料金制度上の措置と併せ、公的な信用補完の活用や政府の信用力を活用した融資等の方策についても検討が必要とした上で、具体的な系統整備に関する資金調達の円滑化の方向性につき、以下のような議論がなされています。

(1) 託送料金制度の見直し

まず、託送料金制度の見直しにつき、長工期かつ巨額の資金を要する地内系統整備や認定整備等計画に定められる地域間連系線の整備については、運転開始前(工事着工段階)から託送料金で一部費用を回収する仕組みの導入が検討されています⁹。

(2) 建設中資産のレートベース算入

また、近年の金利上昇により、一般送配電事業者における建設期間中の資金調達コストの回収に関する課題が顕在化していることを踏まえ、現行のレバニューキャップ制度下で一般送配電事業者が収受可能な事業報酬に係るレートベース(事業資産価値)について、建設仮勘定(建設中資産)の50%のみを算入する仕組みの見直しが検討されています。

(3) 特定系統設置交付金の活用

現行制度の下で、一定規模以上の地域間連系線の整備主体には特定系統設置交付金が建設期間中から交付される仕組みとなっているものの、同交付金が電気事業雑収益として控除収益に整理された場合、交付金収受分だけ託送料金が減額され、キャッシュフロー改善効果が限定的となるといった課題も指摘されているため、特定系統設置交付金の託送料金制度上の整理も進めるとされており。

(4) 費用増額時の対応に関するガイドライン策定

プロジェクトファイナンスの観点からは、事前に、プロジェクトに係るすべてのリスクの対応策を定め、工事費総額の回収確実性を担保することが求められますが、北海道・本州間海底直流送電のように長期・大規模な地域間連系線整備については、整備を進める過程において、事後的に技術的課題の発見や自然災害、先行利用者との調整等による工事遅延等、様々なリスクが顕在化し、その結果、系統整備に係る費用が増額することが考えられます。そこで、資源エネルギー庁主導の下で、想定追加費用等に関するガイドライン等の方向性が整理され、今後、その内容や工事費の確認・検証プロセスにつき、さらに具体化することが検討され

⁹ 詳細な設計にあたっては、託送料金負担の平準化や抑制、建設期間中の支出実態等を踏まえた慎重な議論が必要とされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ています。

計画的な系統整備の推進と資金調達の円滑化は、再エネ大量導入や大規模需要対応の基盤となる重要課題であり、今後も、想定追加費用等に関するガイドラインの内容の具体的検討や、公的な信用補完の活用や政府の信用力を活用した融資等の具体的な方策についての検討が進められるものと思われます。今後の政策動向や制度改正に係る議論の進展につき、引き続き注視が必要です。

パートナー 小林 卓泰
TEL : 03-5223-7768
takahiro.kobayashi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 秋元 純
TEL : 03-6212-8364
jun.akimoto@morihamada.com

5. 労働法:内閣府の規制改革推進会議、スタートアップの柔軟な働き方の推進等を答申

内閣府の規制改革推進会議は、2025年5月28日、「規制改革推進に関する答申」(「本答申」)を公表しました。本答申においては同会議で検討・審議を行ってきた内容並びに同会議における議論に基づき、規制所管府省と事務局(内閣府規制改革推進室)の間で、内容及び期限について合意し、委員が改革に資すると認めた「実施事項」が記載されているところ、「スタートアップの柔軟な働き方の推進」について、以下の2点が「実施事項」とされています。

- a 厚生労働省は、スタートアップ関係団体等からの意見聴取や、スタートアップが裁量労働制の活用にあたって直面している課題、スタートアップで働く労働者の就労実態、業務内容、スタートアップで働く労働者が希望する働き方等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、裁量労働制の適正な活用等、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討を開始する。
- b 厚生労働省は、(中略)スタートアップにおいては、分野によっては同一スタートアップ内に専門家が1名又はごく少数しかいない等、経営や人事等に関する重要な決定権限を有する一方で部下を持たないケースが多く存在し、近年はAIの活用によってさらに増加しているという実態である中、こうした場合に管理監督者に該当するか否かが不明確であり、スタートアップの現場で判断に悩む場合が多いとの声があることも踏まえ、スタートアップ関係団体等の意見を聴取すること等を通じて、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等(部下を持たない場合を含む。)の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

本答申においては、スタートアップの更なる成長促進に向けて、スタートアップで働く労働者が、労働時間法制を遵守しながら、その実態に合った柔軟な働き方ができる環境を早期に整備していく必要があるとされており、上記 a 及び b を含むスタートアップで働く労働者についての環境整備について、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 荒井 太一
TEL : 03-5220-1853
taichi.arai@morihamada.com

アソシエイト 齋藤 野花
TEL : 03-6266-8705
nodoka.saito@morihamada.com

6. 会社法・法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会第 2 回会議が開催

2025 年 5 月 21 日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会(「本部会」)は第 2 回会議を開催し、会社法改正に向けたテーマごとの議論が本格始動しました。本部会は、令和元年の改正から約 5 年が経過した会社法について、見直しが必要となっている事項の改正のために設置されたものです。第 2 回会議では、以下の 3 つのテーマについて議論が交わされました。

1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

株式の無償発行の対象を、従業員や子会社の取締役等(「従業員等」)、非上場会社に拡大するか等について、賃金の通貨払いの原則(労働基準法 24 条)との関係や会社法上の手当の要否の観点から検討されました。また、従業員等に対する株式の無償交付を可能とした場合に、有利発行規制(会社法 199 条 3 項)との関係をどのように整理するかについても検討されました。

2 株式交付制度の見直し

株式を対価とした買収の円滑化の観点から、子会社株式の追加取得の場合や、会社法施行規則 3 条 3 項 2 号又は 3 号に定める子会社とする場合を株式交付の対象とすることの可否に加え、持分会社や外国会社を子会社とする場合に株式交付を利用することの可否についても議論されました。

3 現物出資制度の見直し

原則として検査役調査が必要とされる現物出資制度(会社法 207 条 1 項参照)について、スタートアップにとっても使いやすい制度とすること等を目的とし、株主総会の特別決議に基づくこと等の一定の要件の下で検査役調査を省略したり、現物出資財産の価額に不足が生じた場合の現物出資者、現物出資に係る職務執行等を行った取締役等、価額の証明者の不足額填補責任(会社法 213 条 1 項)を緩和することの可否について検討されました。

本部会の議論はまだ開始したばかりであり、実際の会社法改正までは時間がかかりますが、今後はほぼ毎月の頻度での開催が予定されており、実務と深く関わる事項の改正も予想され、各社は各論点に関する今後の議論を引き続き注視する必要があります。

<参考資料>

法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会第2回会議(2025年5月21日開催)

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00289.html

パートナー 石井 裕介
TEL : 03-5223-7737
yusuke.ishii@morihamada.com

シニア・アソシエイト 香川 絢奈
TEL : 03-5220-1847
ayana.kagawa@morihamada.com

7. 危機管理・コンプライアンス:金融庁、警察庁がオンラインカジノ賭博事犯防止等のための対応を業界団体に要請

金融庁及び警察庁は、2025年(令和7年)5月14日、業界団体等に対し、オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び特殊詐欺被害防止のための対応について、傘下の金融事業者に行きわたるよう、要請しました。

まず、オンラインカジノについては、海外の事業者が当該国において合法的に運営している場合であっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪を構成し、賭博罪や常習賭博罪、賭博開帳凶利罪等により検挙されるおそれがあります。近時、芸能人やスポーツ選手による賭博事犯立件の報道が世間を賑わせましたが、警察庁によれば、オンライン上で行われる賭博事犯の検挙人員は、2022年(令和4年)に59人、2023年(令和5年)に107人、2024年(令和6年)に279人と飛躍的に増加しており、特に近時は無店舗型の事案がそのほとんどを占めています。また、検挙の具体例として、①日本国内の自宅において、自宅に設置されたパーソナルコンピュータを使用して、海外の会社が運営するオンラインカジノサイトにインターネット接続し、同サイトのディーラーを相手方として賭博をした賭客を賭博罪で検挙した事例、②日本国内の賭客を相手方として、日本国内の賭客の自宅等に設置されたパーソナルコンピュータから、海外に設置されたサーバー上のオンラインカジノサイトにアクセスさせ、金銭を賭けさせていた者を常習賭博罪、賭客を賭博罪で検挙した事例、③日本国内において、海外に設置されたサーバー上のオンライン賭博サイトを運営し、賭客に賭博をさせていた者を賭博開帳凶利罪で検挙した事例、④海外

のオンラインカジノサイト運営者から収納代行を請け負ったように装って、自身が管理する銀行口座に同カジノサイトへの賭け金を入金させた者を組織犯罪処罰法違反の罪で検挙した事例、⑤海外のオンラインカジノサイト運営者との間でアフィリエイト契約を結び、動画配信サイト等で海外のオンラインカジノサイトを利用するように勧誘していた者を常習賭博幫助罪で検挙した事例等が紹介されています。

このように、警察において、オンラインカジノに係る賭博事犯の取締りや広報啓発を進めてきたところですが、今後一層このような取組みを強化し、オンラインカジノの利用を防止していくためには、国内においてオンラインカジノに係る為替取引が行われないための対応が必要不可欠となります。そこで、金融庁及び警察庁は、全国銀行協会等の業界団体等に対し、①日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること、②オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること、③利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること等、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組みの実施を傘下会員に周知させるよう要請しました。

次に、特殊詐欺被害防止については、2025年(令和7年)4月、犯罪対策閣僚会議において「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」がまとめられ、電子マネーや暗号資産を利用した詐欺被害防止への対応が求められていました。そこで、金融庁及び警察庁は、日本貸金決済業協会及び日本暗号資産等取引業協会に対し、詐欺被害防止に向けた取引モニタリングの強化等の態勢整備に関する充実・強化の取組みの実施を傘下会員に周知させるよう要請しました。

オンラインカジノに係る賭博犯防止や暗号資産を利用した詐欺被害防止は近時耳目を集めていますので、金融機関等においては、上記要請を踏まえて、適切な取組みを実施していくことが求められます。

パートナー 藤津 康彦
TEL : 03-6212-8326
yasuhiko.fujitsu@morihamada.com

カウンセラー 山田 徹
TEL : 03-6266-8747
toru.yamada@morihamada.com

8. 一般民事・債権管理：民事裁判情報の活用の促進に関する法律の成立・公布

2025年5月23日、民法等の一部を改正する法律(令和7年法律49号)(「本法律」)が成立し、同月30日公布されました。

現状、民事裁判の判決書等を閲覧する場合原則として裁判所に赴く必要があり、社会的に注目を集めた

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

一部の判決が法律に関する専門雑誌に記載されるにとどまっています。現在進められている民事裁判手続のIT化と併せて、電磁的記録として作成されることになる民事裁判の判決書等(民事裁判情報)が民間事業者等によって全件データベース化されることが想定されていますが、本法律は、当該データベースを有用なものとする一方で、プライバシー等情報に配慮した基盤を整備すべく、国の責務等を定めるほか、民事裁判情報の加工・提供の仕組みを定めています。民事裁判情報の加工・提供の仕組みは、最高裁から指定法人(法務大臣によって全国に一つ非営利の法人が指定されます。)に対して、民事裁判情報(電子判決書等)が提供され、同指定法人が主体となって、個人情報の削除や置換を行う仮名加工を施し、第三者(利用者)と情報提供契約を締結した上で仮名加工民事裁判情報を提供するものとされています。なお、閲覧等制限の対象となっている記録については、その対象から除外されています。

本法律は、国の責務や指定に関する規定について、公布日から9ヶ月以内に、それ以外の規定について、公布日から2年以内に施行されるものとされています。

本法律の下で民事裁判情報がデータベース化されることになると、現在、年間約20万件のうちわずか数%しか活用されていない民事裁判情報が利活用されることになり、個人情報以外の民事裁判情報(例えば、法人の名称等は仮名加工はなされません。)は基本的にすべてデータベース化され、検索等が容易化することが想定されます。本法律施行後に民事裁判を利用する際には、民事裁判情報が基本的にデータベース化されることを前提に、データベース化を避けるという観点からも、訴訟上において判決によらない和解等での解決、閲覧等制限の積極的な申立て、仲裁や調停等の非公開の紛争解決手続の利用といった選択肢を検討することが必要になってくるものと考えられます。

パートナー 濱 史子
TEL : 03-5220-1802
fumiko.hama@morihamada.com
シニア・アソシエイト 木村 純
TEL : 03-5220-1837
jun.kimura@morihamada.com

9. M&A:内閣府の規制改革推進会議、M&Aの際に発生する「のれん」の償却方法の検討を含む答申を公表

内閣府の規制改革推進会議は、5月28日、M&Aの際に発生する「のれん」の会計処理の在り方の検討を含めた「[規制改革推進に関する答申](#)」(「本答申」)を公表しました。

のれんは、M&Aの際に生じる買収価額と買収対象企業の純資産額との差額のことであり、国際会計基準や米国会計基準では、買収先企業の価値を定期的に判定し、企業価値が下がったときのみのれんを減損処

理する仕組みとされている一方で、日本の会計基準では、最大 20 年以内に定期償却することが求められています。この点、定期償却を行うと買収者側の利益を圧迫することから、のれんが大きくなりやすいスタートアップを対象とする M&A 等を念頭に、償却しない会計処理を求める声があがっていました。

本答申は、スタートアップの成長促進に向けて「のれん会計処理のあり方について検討が必要」と指摘するとともに、会計基準をつくる企業会計基準委員会(ASBJ)への政府の支援策を提示しています。

定期償却から非償却とする会計処理への変更が行われた場合、M&A の活発化につながると考えられる一方で、リーマン・ショックのような急激なマクロ環境の変化が生じた場合においては、大規模な減損が一斉に行われるおそれがあり、減損の兆候や判定は主観的な要素を伴うため財務報告の信頼性を損なう面もあるとして慎重論も多く、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

アソシエイト 青田 竜
TEL : 03-5220-1849
ryu.aota@morihamada.com

10. キャピタル・マーケット:日証協「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」等の改正案を公表

日本証券業協会(「日証協」)は、2025 年 5 月 20 日、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」(「株式投資型 CF 規則」)及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正案(「本改正案」)を公表しました。本改正案は、2024 年 7 月 2 日付で公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」¹⁰の提言を受けて、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」及び「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において行われた検討の結果を踏まえたものであり、その概要は以下のとおりです。

1. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正

金商法上、第一種少額電子募集取扱業者については、ウェブサイト等の電磁的方法による勧誘を行うことを前提にしており¹¹、電話・訪問等での勧誘¹²は認められていない一方、第一種金融商品取引業者(「第一種

¹⁰ 同報告書の内容については [Capital Markets Bulletin 2024 年 7 月 16 日号\(Vol.87\)](#)及び [Client Alert - Financial Sector 2024 年 7 月号\(Vol.13\)](#)をご参照ください。

¹¹ 金商法 29 条の 2 第 1 項 6 号、金商業等府令 6 条の 3 第 1 号及び 2 号。

¹² 顧客からの要請に基づく電話での説明を除きます。以下同様です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

金商業者」)については勧誘方法の制限はありません。

他方、現行の株式投資型 CF 規則上、第一種金商業者が株式投資型クラウドファンディング(「株式投資型 CF」)を行う場合であっても、第一種少額電子募集取扱業者と同様に、電話・訪問等での勧誘が認められていません。もっとも、法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、本改正案は、第一種金商業者が、法人の特定投資家に対して行う株式投資型 CF 業務について、電話・訪問等での勧誘を可能とするものです。

2. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正

現行の日証協規則上、第一種金商業者による株式投資型 CF について勧誘方法を制限している一方、それ以外の投資型 CF については制限を設けていません。もっとも、社債券に投資する CF が広がりつつあること等を踏まえ、投資者保護の観点から、株式投資型 CF における勧誘規制と同様の規制を設けることが適当であると考えられることから、本改正案は、協会が、法人の特定投資家を除く顧客に対して行う社債券に係る電子申込型電子募集取扱業務(少数私募に該当するものを除きます。)について、電話・訪問等での勧誘を禁止するものです。

本改正案については、2025年6月18日17時までパブリックコメントが募集されており、その結果を踏まえて最終化される予定であるため、今後の動向に注視が必要です。

パートナー 鈴木 克昌
TEL : 03-6212-8327
katsumasa.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 鈴木 彬史
TEL : 03-5293-4919
akifumi.suzuki@morihamada.com

アソシエイト 橘川 文哉
TEL : 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

11. 税務:国税庁、株式等を譲渡した場合の令和7年度税制改正のあらましを公表

2025年5月、国税庁は、「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和7年度 税制改正のあらまし」を公表しました。

本あらましでは、令和7年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法

律 13 号)」等の主な改正の概要がまとめられています。

特にエンジェル税制については、ある年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が、その年中における控除対象特定株式の取得額又は控除対象設立株式の取得額に満たない場合、その年の前年分の所得税のうち一定の金額の還付を請求することができる繰戻し還付制度の創設や、それに関連する改正等が紹介されており、スタートアップへの投資のさらなる促進が期待されます。

また、株式等の譲渡に関するその他の改正として、グループ通算制度を適用する法人がスピノフをする場合におけるみなし配当の額の計算等に用いられる、分割型分割が行われた場合における純資産移転割合及び株式分配が行われた場合における分配資産割合につき、前期末の帳簿価額等に基づく金額を用いてその割合を算定する旨の見直しが行われている点も、スピノフによる完全子会社のグループ通算制度からの離脱に伴う投資簿価修正に時間を要する不都合を解消するものとして注目されます。

<参考資料>

「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の令和 7 年度 税制改正のあらまし」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/r07aramashi.pdf>

パートナー 大石 篤史
TEL : 03-5223-7767
atsushi.oishi@morihamada.com

シニア・アソシエイト 捨田利 拓実
TEL : 03-5293-4862
takumi.shatari@morihamada.com

12. 国際訴訟・仲裁:SIAC における倒産関連紛争に係る仲裁プロトコル案

シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center「SIAC」)は、近時発効した 2025 年版の仲裁規則(詳細は [Client Alert 2025 年 1 月号\(Vol.133\)](#)ご参照)に加えて、倒産関連紛争に係る仲裁プロトコル(Insolvency Arbitration Protocol「本プロトコル」)のドラフト(「本プロトコル案」)を発表しました¹³。

本プロトコルは、主に、倒産手続に起因又は関連して生じた紛争や倒産手続を予期して生じる紛争であって、当事者が本プロトコルに基づく仲裁手続による解決に合意しているものに適用されることが予定されて

¹³ <https://siac.org.sg/siac-announces-public-consultation-on-the-draft-siac-insolvency-arbitration-protocol> なお、既にパブリックコメントの募集期間は終了しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

います。SIAC 仲裁規則と比較した本プロトコル案の主たる特徴は以下のとおりです。

① 手続の迅速化

本プロトコル案では、SIAC 仲裁規則に基づく通常の仲裁よりも迅速なプロセスが採用されています。その例を挙げると以下のとおりです(いずれも原則的なルール)。

	SIAC 仲裁規則に基づく通常の仲裁	本プロトコル案
答弁の提出期限	仲裁開始から 14 日以内	仲裁開始から 7 日以内
仲裁人選任に関する不服申立期間	仲裁人の選任から 15 日以内	仲裁人の選任から 3 日以内
仲裁判断の期限	なし ¹⁴	仲裁廷の組成から 6 ヶ月以内

② 単独仲裁人の選任

本プロトコル案では、紛争の複雑性や係争額等から 3 名の仲裁人の選任が適切であると考えられる場合を除き、原則として、単独の仲裁人が選任されることとされています。

③ 付調停

本プロトコル案では、当事者の求めがあれば、仲裁廷は、原則 3 週間を限度として手続を一時停止し、事件を調停に付すことができるものとされています。

④ 守秘性／倒産手続との連携

本プロトコル案では、当事者は、守秘性を維持すべき情報を隠した仲裁判断書を求めることができ、当該仲裁判断書を関連する倒産手続において開示することができることとされています。また、当事者は、仲裁廷の許可を得て、仲裁の状況等を、関連する倒産手続において開示することができることとされています。

本プロトコルは、主要な国際仲裁機関が発行するものとしては初の倒産手続関連紛争に特化した仲裁に関するルールです。近い将来に発効することも見込まれることから、その動向が注目されます。

パートナー 川端 遼
TEL : 03-6266-8945
ryo.kawabata@morihamada.com

¹⁴ Expedited Procedure では仲裁廷の組成から6ヶ月、Streamlined Procedure では仲裁廷の組成から 3 ヶ月の期限が設定されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

13. 国際通商／経済安全保障：米国による相互関税の最新動向

米国の第二次トランプ政権は、「米国第一主義の通商政策」を掲げ、1月20日の政権発足直後から、各国からの輸入品について次々と高率の関税措置を発動しています¹⁵。中でも4月2日に発表された「相互関税」をめぐっては、この2ヶ月の間に目まぐるしい動きがありました。

相互関税は、1977年国際緊急経済法(IEEPA)を根拠とする措置で、米国の大規模かつ継続的な貿易赤字が「国家緊急事態」であるとして、その是正のため輸入品に対し高率の追加関税を賦課するものです。税率は二段構えになっており、4月5日以降、全世界からの輸入品に基礎関税10%を適用するとともに、日本を含む主要な貿易相手国に対しては、4月9日以降、国別に設定されたより高率の関税率まで引き上げることとされました。国別関税率は例えば日本が24%、中国が34%、EUが20%とされており、東南アジア諸国にはさらに高い税率が設定されています。但し、国別関税率については、株価や国債価格の急落等を受け、発動当日の4月9日に急遽、中国を除いて90日間(7月8日まで)適用が猶予されることになりました。

一方、猶予期間が与えられず、34%の国別関税率が賦課された中国は、即座に同率の報復関税を発動しました。これを機に米国との間で関税引き上げの応酬が繰り返され、一時は互いに125%という超高率の関税が課される事態になりました。その後、5月中旬にスイス・ジュネーブで行われた二国間貿易協議の結果、関税率は115%引き下げられ、5月14日から90日間は互いに10%(90日経過後は34%)の関税を適用することが合意されました。

こうした動きと並行して、相互関税については、米国の国内裁判所でその適法性が争われていたところ、5月28日、米国国際貿易裁判所は、相互関税等IEEPAに基づく関税発動は大統領権限を超え違法であるとして差止めを命じるとともに、措置停止のために必要な行政命令を10日以内に出すよう併せて命じました。しかし、その直後、政権側の控訴を受けて、控訴裁判所により差止めの効力が一時停止される事態となっています。

このように、相互関税をめぐるとは状況は混乱を極めており、行政部門と司法部門の駆け引きも相まって、世界経済の先行きの大きな懸念材料となっています。

パートナー 宮岡 邦生
TEL : 03-6266-8738
kunio.miyaoka@morihamada.com

外国弁護士 児玉 みさき
TEL : 03-5223-1845
misaki.kodama@morihamada.com

¹⁵ トランプ 2.0 の種々の追加関税措置の概要・整理については [International Trade Law Newsletter\(Vol.13\)](#) も併せてご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

14. 米国: 司法省、企業犯罪に関する企業取締方針の改訂を公表

2025年5月12日、米国司法省(DOJ)の刑事局(Criminal Division)は、第二次トランプ政権下でのホワイトカラー／企業犯罪の取締に対するアプローチとして、4つの基本的なガイダンスを公表しました。背景として、あまりに無制限な取り締まりは、米国企業に過度な負担をかけ、米国の利益を損なうという問題意識があります。具体的には、①新たな企業犯罪の取り締まりの優先事項、②自主申告ポリシー(Voluntary Self-Disclosure Policy)の改訂、③通報報奨パイロットプログラム(Whistleblower Awards Pilot Program)の改訂、④モニター(monitor)の活動の制限に関する事項が含まれます。刑事局は司法省の中の一つの訴訟部門に過ぎず、そのガイダンスは他の部門の検察官を拘束するものではありませんが、その規模、刑事法における役割、DOJの指導部との近接性等から、特に企業犯罪の取り締まりにおいて司法省全体の先駆けとなっています。

まず、上記①について、「Focus, Fairness, and Efficiency in the Fight Against White-Collar Crime」と題する企業犯罪取り締まりの優先事項に関するメモでは、刑事局として、調査と起訴を優先的に行う10の領域が明記されています。具体的に重点が置かれているのは、(i)連邦政府における「Waste, fraud, and abuse」(無駄、詐欺、権限濫用)、(ii)経済制裁、外国テロ組織、麻薬カルテル等、米国の国家安全保障に関わる犯罪、(iii)薬物犯罪、(iv)賄賂やマネーロンダリングが含まれています。2025年2月10日付で、連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)の執行を一時停止する大統領令が発令されたところ、今回の方針改訂には、米国の利益と安全保障を脅かす賄賂と関連するマネーロンダリングの取り締まりが含まれており、刑事局が外国賄賂に関する事件を引き続き起訴することを明確にしています。

また、上記②について、企業が不正行為を自主的に開示し、刑事局の調査に完全に協力し、適時かつ適切に是正措置を講じた場合には、不起訴処分となる旨を明確にしました。但し、他に加重要素(aggravating factors)が存在する場合には、不起訴が保証されるわけではありません。

さらに、上記③について、DOJは、上記①の企業犯罪取り締まりの優先事項に沿った対象分野を追加する形で通報報奨パイロットプログラム(Whistleblower Awards Pilot Program)を改訂しました。新しい内部告発者プログラムの取り締まり優先事項には、(i)調達及び連邦プログラム詐欺、(ii)貿易、関税、税関詐欺、(iii)連邦移民法違反、(iv)企業制裁、外国テロ組織への物的支援、カルテルを促進するものを含むマネーロンダリング、麻薬、規制物質法違反が含まれます。

また、上記④について、司法省は、違反があった場合に違反企業を一定期間監視する目的で指名されるモニター制度に関する方針の改訂を発表しました。モニター制度が企業に過度の負担となっていないか、既存の事例を再評価し、その有用性が失われていないか、不当な費用を課していないか、監視対象企業の業務に過度に干渉していないかを確認することとしています。さらに、司法省はモニター制度の利用を減少させ、

適切にリソースを供給できる状況でのみモニターを課し、その活動範囲も狭く設定することを企図しています。司法省はモニター制度の利用に際し、(i)行動の性質と再犯のリスク、(ii)独立した政府監督の実現可能性、(iii)企業のコンプライアンスプログラムの効果とコンプライアンス文化、(iv)企業のコンプライアンスプログラムを適応させる能力を考慮するものとされています。

今回公表されたガイダンスでは、刑事局が政権を重視する優先事項に従い法違反を積極的に起訴し続ける一方で、コンプライアンスを徹底する企業に対しては、一定の軽減措置を提供する姿勢が示されています。そのため、日本企業としても、政府調達、腐敗行為・マネーロンダリング、国家安全保障、関税違反、経済制裁といった優先的取締分野には特に配慮しつつ、それらのリスクに対処する効果的なコンプライアンスプログラムを構築・維持することが重要であることを意味しています。本ガイダンスをきっかけに、改めて企業としてコンプライアンスプログラムを見直し、コンプライアンス関連のリスク評価を行うことが求められているといえます。

パートナー 梅津 英明
TEL : 03-6212-8347/+1-929-519-5772
hideaki.umetsu@morihamada.com

パートナー 加賀美 有人
TEL : 03-5223-7757/+1-646-255-1158
aruto.kagami@morihamada.com

パートナー 石田 幹人
TEL : 03-6266-8904/+1-415-850-3789
mikito.ishida@morihamada.com

パートナー 鈴木 信彦
TEL : 03-6266-8952/+1-347-219-0717
nobuhiko.suzuki@morihamada.com

シニア・アソシエイト 早野 正隆
TEL : 03-6266-8750/+1-347-219-0720
masataka.hayano@morihamada.com

15. 中国・アジア(ベトナム):国会への個人データ保護法案の提出

ベトナムでは、4月6日に個人データ保護法案(「本法案」)が国会に提出され、現在審議されています。本法案が可決された場合は2026年1月1日より施行される見込みです。

本法案で特に注目すべき点は、個人データ保護規制に違反した場合の罰則が導入された点です。個人データ保護に関して現在有効な個人データ保護政令(Decree No.13/2023/ND-CP)については、同政令上の規制に違反した場合の罰則が定められておらず、また罰則を定める別の政令等もまだ存在しないため、個人データ保護規制違反の場合の罰則の方向性が大きな関心事となっていました。本法案では、個人

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

データ保護規制に違反した組織や企業に対して、前年度の売上高の 1%から 5%に相当する行政罰金が課せられることとされています。各違反に対する算定方法等の詳細は別途政府が定めることとされており、今後の政令等の動向を注視する必要があります。

また、本法案では、個人データ保護専門家(Data Protection Experts)という新たな制度が追加されました。個人データ保護法の適用を受ける組織・企業・個人は、原則として個人データの保護に関する十分な能力を有する者(個人データ保護専門家)を少なくとも 1 名配置することが求められます。

その他、本法案では、現行の個人データ保護政令とは異なる制度・規制が少なくなく、本法案が成立・施行された場合には、個人データ保護政令に基づくこれまでの取扱い・運用をどのように変える必要があるか等、慎重な検討が必要となろうかと思われれます。

パートナー 西尾 賢司
TEL: 03-6266-8762/+84-28-3622-2602
kenji.nishio@morihamada.com

アソシエイト 千村 大樹
TEL: 03-6213-8173/+84-24-3267-4106
taiju.chimura@morihamada.com

16. 新興国(トルコ):サイバーセキュリティ法の施行

トルコ共和国では、2025 年 3 月 19 日、サイバーセキュリティ法が施行されました。本法は、世界的に増大しているサイバー攻撃の脅威から、公的機関及び民間企業を保護し、トルコ国内におけるサイバーセキュリティ対策を強化することを目的として制定された法律です。

本法は、サイバー攻撃への対処に関する当局の組織長や各行政機関の権限を規定するほか、一定の民間企業に対して複数の義務を設けており、その内容は多岐にわたります。本稿では、本法による民間企業への影響を中心に紹介します。

まず、本法上、情報システムを用いることにより、サービスの提供、データの収集・処理又はその他類似の事業を行う企業は、当局に要求される特定のデータ・文書等を提出する義務やサイバー攻撃等のインシデント発生時における当局への報告義務、サイバーセキュリティ製品・サービス等を当局の認定を受けている専門業者・製造業者から確保する義務、サイバーセキュリティポリシー等を遵守する義務等を遵守することが求められます。

また、本法では、サイバーセキュリティ製品、システム、ソフトウェア、ハードウェア及びサービスの提供を事業とするサイバーセキュリティ企業に対する規制も設けられています。例えば、輸出規制の対象とされる特定のサイバーセキュリティ製品をトルコ国外に販売する場合には、当局から輸出許可を取得する必要があります。

こととされています。また、サイバーセキュリティ企業が合併、会社分割、株式譲渡等といった取引を実行する場合には当局に対して事前に通知する必要があり、また、直接的又は間接的な支配権の変更につながる取引を実行する場合には当局から事前に承認を取得する必要があるとされています。なお、許認可等の対象とされている特定のサイバーセキュリティ企業は事業開始前に当局から承認を取得する義務も課せられています。上記のとおり、一定の民間企業については、M&A 取引等を実行する場面においても厳しい規制が設けられているため、トルコ企業と M&A 取引等を実行する場合には、そのトルコ企業に対して本法の規制の適用の有無等を慎重に検討する必要があります。

以上のとおり、本法の制定により、トルコにおけるサイバーセキュリティ対策が大きく進展したと評価される一方で、民間企業に対する過度な規制やそれに伴うコストに関する懸念は残っています。今後、本法の基準等の明確化や国際的なサイバーセキュリティ基準との整合性が必要とされていますが、本法がどのように運用・解釈されていくか注視していく必要があります。

パートナー 西尾 賢司
TEL : 03-6266-8762
kenji.nishio@morihamada.com

アソシエイト 若林 慶太郎
TEL : 03-5220-1974
keitaro.wakabayashi@morihamada.com

アソシエイト 井上 篤也
TEL : 03-5223-7811
atsuya.inoue@morihamada.com

アソシエイト 染谷 駿太郎
TEL : 03-5223-7848
shuntaro.someya@morihamada.com